

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第411号)

平成17年9月30日

横情審答申第411号

平成17年9月30日

横浜市長 中 田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成15年11月13日道北建第796号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「港北ニュータウン第二地区の設計協議図書（幹線道路（横浜市施工分）
について）平成4年度分、平成5年度分」の非開示決定に対する異議申立て
についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「港北ニュータウン第二地区の設計協議図書（幹線道路（横浜市施工分）について）平成4年度分、平成5年度分」を不存在として非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「港北ニュータウン第二地区の設計協議図書（幹線道路（横浜市施工分）について）平成4年度分、平成5年度分」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成15年8月25日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 港北ニュータウン事業は、住宅・都市整備公団（当時。現在は、独立行政法人都市再生機構。以下「公団」という。）施行による土地区画整理事業である。
- (2) 道路法（昭和27年法律第180号）第24条では、道路管理者以外の者が、道路に関する工事を行う場合、道路管理者の承認を受けることと定めている。これに基づき、土地区画整理事業で道路に関する工事を行う場合は、道路管理者の承認が必要になる。このため、「土地区画整理事業等の施行区域内道路に関する事務取扱要綱」（以下「事務取扱要綱」という。）において、事業施行者は事務取扱要綱に基づき、設計協議図書を作成し、道路管理者と設計協議を行い、その承認を得なければならない旨を定めている。
- (3) 請求された年度及び地区における幹線道路の整備は、道路管理者が自ら事業者となって進めてきたもので、土地区画整理事業で行ったものではない。このため、本件請求に係る幹線道路の工事は事務取扱要綱に該当せず、設計協議は行っていない。よって、本件申立文書は作成しておらず、保有していない。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 異議申立てに係る処分を取り消すとの決定を求める。
- (2) 平成5年度分（幹線道路）の非開示理由については、何故取得も作成もしていないのか説明がない。（ちなみに、第二地区の道路が全て完成したのは平成9年に入ってからである。）
- (3) 実施機関は幹線道路については設計協議は行わないとする根拠として道路法第24条と事務取扱要綱（5条）をあげているが、根拠にはなり得ず、筋の通らない主張である。申立人は、次の根拠をもって「作成されている」と主張する。

ア 佐江戸北山田線は同じ港北NTの中を第一地区、中央地区、第二地区を南北に貫通する幹線道路であるが、中央地区（事業中）については設計協議関係図書が開示されている。同じ佐江戸北山田線について「中央地区は作成するが、第二地区は作成しない」などとする根拠がいったいどこにあるのだろうか。いずれも同じ横浜市施行の道路（公団委託）であり、国庫補助を受けた幹線道路であり、両者の差はどこにも存在しない。

イ 第二地区においても幹線道路の設計協議が行われている。

公文書目録第Ⅱ種「港北NT内道路等に関する設計協議関係書類2041034」の中にも「K-7号線（幹線道路7号線）」が含まれている。他にも「港北第二地区道路擁壁の設計協議について（平成4年度都港建第935号）」として都計道路の設計協議が開示されている。（手元に資料がないので確信はできないが、これは幹線道路しかない。（というのは、開示請求時に、「歩行者専用道路は除く」「港北NT第二地区」という条件をつけているからである。よしんば「停車場関係道路」であったとしてもこれも「幹線道路」と記載されている。）

ウ 都計道路歩行者専用道路についても設計協議が行われている。

保存文書目録が示す如く、歩行者専用道路10号、12号、13号についても設計協議が行われている。さらに平成15年3月14日道北建第1432号の一部開示決定通知書が示す如く、実施機関は歩行者専用道路10号線の設計協議の図書を自ら開示している。

エ 港北NTにおける幹線道路と歩行者専用道路はいずれも①都計道路②横浜市施行の道路事業として認可をうけ③国庫補助も受けており、両者間の差はない。つまりいずれも横浜市が発注者として公団に委託して作った道路（橋）である。このように全く同じ性質の道路について、一つは設計協議を行うがもう一つは行わないなど

とする理由がない。

オ 「港北ニュータウン二次造成設計の手引き」は横浜市から開示されたものであり、職員もこれを常用していたもの（この意味で手引き自体が「パートⅡの申請図書」「設計協議」にも近いもの）であるが、これからも、都計道路に対する設計協議の存在がうかがえる。即ち、「都市計画道路（４種１級及び２級、D交通及びC交通）の縦断については、既に出来ており横浜市と協議決定済みであるので、変更する場合には、市との変更協議が必要となる。」とある。要するに「都計道路についても公団側が設計し、市と協議する」旨が示されているのである。

- (4) 下水道にも幹線と支線があるが、港北NTの下水道は、区画道路（支線）は公団区画整理事業によって整備されたのに対し、幹線の方は横浜市を施行者として下水道事業として認可され、国庫補助も受けて整備されている。この構図は「幹線道路」「幹線下水」ともに同一である。（ただし下水道の方の工事は、公団委託か否かは今のところ不明である。）いずれにせよ、基本設計、実施設計ともに下水道設計の資格をもつコンサルタント（公団委託）が市と協議し、承認を得るという形で事業が進められている。

申立人の手元にあるのは区画道路を走る下水（「荏田12-1」）であるが、公共下水道、港北第二地区荏田12工区（その4）実施設計協議について（回答）等の如く、設計協議が行われ、最終的には図面（大きいので略）管径、勾配、街渠等が定められている。新羽荏田線（幹線）についても同様の協議済書をマイクロフィルムで申立人は見ている。（メモにより確認）。尚、新羽荏田線、新横浜元石川線（いずれも幹線）には「元石川・新羽幹線」という雨水・汚水の幹線があり、下水道事業の認可を受けている。

このように、幹線であれ、支線であれ、下水道には設計協議済書（了承書）が存在するのである。

以上の如く、道路・下水道ともに横浜市の事業として事業認可を受け、設計についてもコンサルタント委託をしている点までも同じである。下水道局は公団から呈示された基本設計、実施設計に対して法令との関係、流域広さ、流量、人口等を踏まえて協議を行っているのに対し、道路（それも幹線のみ）設計協議は行わないというのは理解しがたいのである。

- (5) 実施機関は、「幹線道路は道路管理者が自ら事業者となって進めている事業で

あるので設計協議は行わない」とし、その根拠として道路法24条と事務取扱要綱（何条か示されていないので困るが、多分5条あたりかと）を引用しているが、それらは単に①横浜市以外の者が道路工事を行う場合、横浜市の承認をうること②公団は設計図書を作成し、横浜市と設計協議を行い、その承認を得なければならないとごく当たり前のことを言っているに過ぎず、「横浜市施行道路については設計協議は行わない」という結論には結びつかない。とくに、実施機関は「市施行事業だから要綱に該当しない」としているが、「該当しないとする根拠」を示してこそ非開示理由となりうるのである。（尚、「道路法第24条」も引用しているが、区画整理区域内に造成される道路は「事業道路」であり、「道路法上の道路」ではない（「要綱第2条」及び都筑土木、14年頃）ので「道路法」はここでは適用されないのである。故に、道路法はここでは無関係である。

- (6) 公共下水道も幹線については「市の施行」である。加えて「規定」まで道路と同一のものを有している。即ち、下水道法第16条では「横浜市以外の者が公共下水道施設に関する工事を行う場合、横浜市の承認を受けること」「横浜北部新都市第一地区、第二地区土地区画整理事業の公共下水道に関する事務取り扱い要領」第2条で「公団は設計協議図書を作成し、下水道局と協議し承認を得る」としている。にもかかわらず設計協議が行われている。このように、道路・下水道ともに同一の規定をもち、同じように市の施行事業であるという同じ条件下にありながら、「下水道は設計協議を行っている」という事実は、実施機関が引用した「道路法第24条」「事務取扱要綱第5条」は「市施行事業の場合は設計協議は不要」とする理由にはなり得ないことを証明している。

5 審査会の判断

(1) 港北ニュータウン事業について

港北ニュータウン事業は、公団施行による土地区画整理事業で、宅地を整備するための宅地造成工事についても、公団が施行している。

港北ニュータウン第二地区宅地造成工事は、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、横浜市と公団との間で宅地造成工事に関する協議が成立し、横浜市は、宅地造成工事に関する審査・検査業務を行い、平成9年3月31日にすべての工事が完了している。

(2) 本件申立文書について

開示請求書では「港北ニュータウン第二地区の設計協議図書（幹線道路について）」

平成4年度分、平成5年度分」として記載されているが、申立人の求める設計協議図書とはどういうものであるのか当該記載のみでは不明であるため、異議申立書及び意見書の記載を考え合わせると、本件申立文書は、平成4年度及び平成5年度において、港北ニュータウン第二地区内の幹線道路を横浜市が事業者として整備するに当たり、「横浜北部新都市第一地区、第二地区土地区画整理事業の施行に伴う宅地等の造成工事の協議等に関する事務取扱い要領」（以下「事務取扱要領」という。）に基づき、横浜市と公団が行った設計に関する協議内容を示す文書であると解することが適当である。

(3) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、本件請求の対象年度及び地区において横浜市が整備した幹線道路は、道路管理者が自ら事業者となって進めてきたものであり、設計協議は行っていないことから、本件申立文書は作成しておらず保有していないと説明している。

イ 当審査会では、本件申立文書の存否を確認するため、平成17年7月8日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 道路法第24条では、道路管理者以外の者が、道路に関する工事を行う場合、道路管理者の承認を受けることと定めており、土地区画整理事業で道路に関する工事を行う場合も同様である。このため、事務取扱要綱において、事業施行者は設計協議図書を作成し、道路管理者と設計協議を行い、その承認を得なければならない旨を定めている。

(イ) 請求された年度及び地区における幹線道路の整備は道路管理者である横浜市が自ら事業者となって進めてきたものであり、土地区画整理事業で行ったものではない。このため、本件請求に係る幹線道路の工事は、道路管理者の承認が必要なものではなく、事務取扱要綱に該当せず、設計協議は行っていない。よって、本件申立文書は作成しておらず、保有していない。

(ウ) 申立人は、横浜市が施行した幹線道路である佐江戸北山田線についても設計協議がなされていると主張し、平成14年11月29日道北建第911号の開示決定通知書及び一部開示決定通知書を意見書に添付しているが、それらは佐江戸北山田線の整備を公団へ委託した際の関係文書などを開示したものであり、横浜市と公団が佐江戸北山田線の整備について設計協議を行った文書ではなく、佐江戸北山田線も設計協議を行っていない。

(エ) 申立人は、保存文書目録（第2種・10年保存）のうち「港北ニュータウン内道

路等に関する設計協議関係書類（完結昭和62年度）（廃棄平成10年度）」において「K－7号線」と記載されていることから、幹線道路も設計協議がなされていると主張しているが、廃棄年度を既に経過しておりこれらの文書は存在せず、これをもって横浜市が施行した幹線道路についても設計協議がなされていたと認めることはできない。

なぜなら、幹線道路は横浜市が整備するものと、公団が土地区画整理事業で整備するものがあり、公団が整備する幹線道路については、「横浜北部新都市第一地区、第二地区土地区画整理事業の施行に伴う宅地等の造成工事の協議等に関する協定」の事務取扱上の必要な基準を定めた事務取扱要領第7条に掲げる別表4で設計協議対象が定まっており、道路照明施設などは協議対象であるので、「K－7号線」との記載は、公団が整備した幹線道路の道路照明施設などの設計協議関係文書であるとも考えられるからである。

ウ 当審査会において前述の実施機関の説明を踏まえ、以下検討する。

(ア) 道路法第24条では、道路管理者以外の者が道路に関する工事を行う場合に当該工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けることと定められ、また、事務取扱要綱第5条では、土地区画整理事業の施行者が当該事業の施行区域内で道路に関する工事を行う場合に道路管理者と設計協議を行い、承認を受けることと定められているが、本件請求は、道路管理者である横浜市が施行した幹線道路について求めているものであることから、本件請求に係る工事は道路法第24条及び事務取扱要綱第5条に該当せず、設計協議を行わなかったとする実施機関の説明に特段不合理な点を認めることはできなかった。

(イ) なお、公団が整備する道路については、事務取扱要領第7条に掲げる別表4で設計協議対象が定まっていると実施機関は説明している。

(ウ) 事務取扱要領第7条は、「造成工事に係る設計協議対象は別表4に掲げるものとする。」と規定され、別表4のうち、関係局を道路局及び都市整備局とする事項としては、地区界道路の整備、取付け道路の整備、道路照明施設、占用物件、道路構造物としての擁壁及び歩行者専用道路の整備等が規定されている。

(エ) 別表4には国庫補助事業として築造又は整備する道路構造物としての擁壁についても、設計協議の対象として規定されていることが認められた。

答申第402号の事案において、実施機関は、港北ニュータウン内の都市計画道路の多くは、通常、横浜市が事業認可を取得し、国庫補助事業として公団へ工事

を委託して整備していると説明している。

したがって、別表４は、横浜市が施行する道路についても、それらの道路構造物としての擁壁については設計協議の対象として規定したものであったと考えられるため、これらを含め、再度、実施機関に対し、本件請求年度及び地区における横浜市が施行した幹線道路に関する設計協議図書を検索するように求めたところ、当該文書は存在せず、保存した文書の件名等が記載された文書簿冊目次も確認したが、それらの記載のみでは本件申立文書の存在を確認することはできなかったとの説明であった。当審査会としては、このような実施機関の説明を覆すような確証を得ることはできず、本件申立文書が存在することを推認させる事情も認めることはできなかった。

(オ) したがって、本件申立文書が存在しないとする実施機関の主張に特段不合理な点を認めることはできなかった。

(4) 結 論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成15年11月13日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成15年11月21日 （第24回第一部会） 平成15年11月28日 （第24回第二部会）	・諮問の報告
平成17年4月8日 （第292回審査会）	・部会で審議する旨決定
平成17年6月23日	・異議申立人から意見書を受理
平成17年6月24日 （第65回第二部会）	・審議
平成17年7月7日	・異議申立人から意見書（追加分）を受理
平成17年7月8日 （第66回第二部会）	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成17年8月12日 （第68回第二部会）	・審議
平成17年8月26日 （第69回第二部会）	・審議
平成17年9月9日 （第70回第二部会）	・審議